

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

(1) 庁内組織

平成 26 年度に新設した総務部資産経営課が中心となり、関係部局との連携・調整、情報共有等を図り、総合管理計画の推進及び進行管理の総括を行う。

また、全庁横断的な組織である資産経営戦略会議等を活用して、全庁的な合意形成を図りながら、総合管理計画に基づく取組を効率的かつ効果的に推進する。

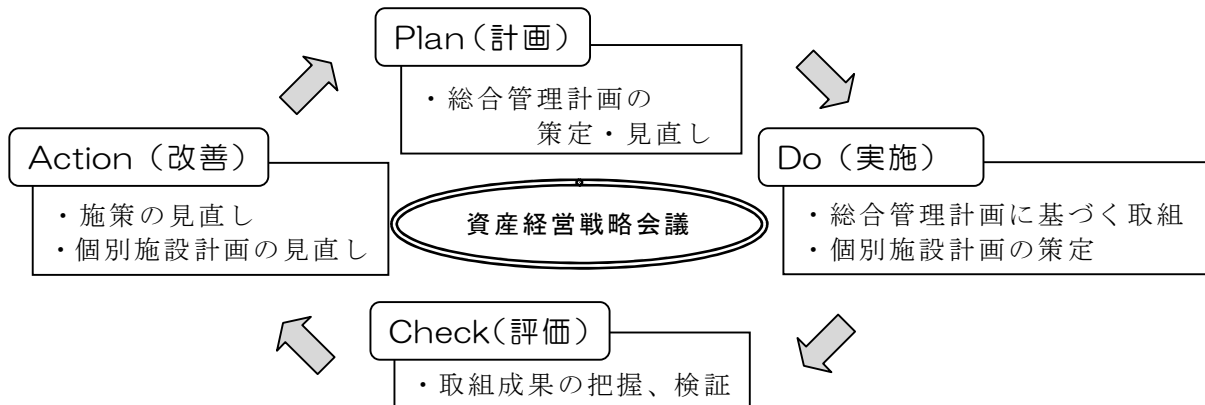
(2) 進捗管理（フォローアップ）

総合管理計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル¹⁹を活用し、継続的な取組を行う。

そこで、総合管理計画における取組について定期的に検証し、必要に応じて個別施設計画の策定又は既存計画の見直しを行うことにより、各施設の特性に応じた計画的な維持管理・更新等を推進する。

さらに、現在整備を進めている固定資産台帳等を活用し、維持管理コストの把握・分析や将来コストの見込みの算出等を行うとともに、総合管理計画の進捗状況等への評価、今後の社会経済情勢や行政ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて総合管理計画を適宜見直すこととする。

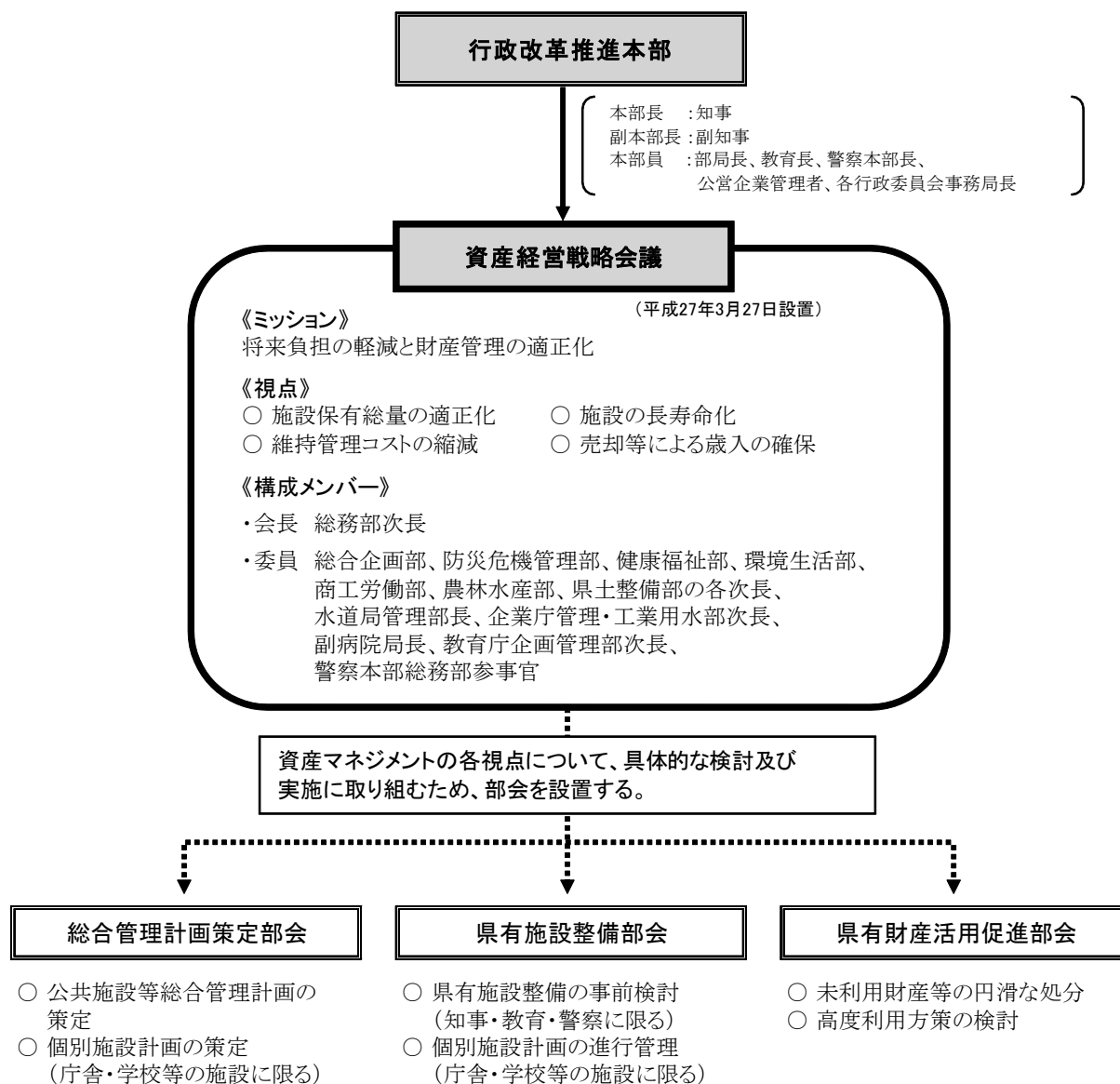
図 21 PDCA サイクル



19 PDCA サイクル

事業について、計画を立て (Plan)、実施 (Do) し、事業終了後に、結果を評価 (Check) し、改善 (Action) し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクル

図 22 資産経営戦略会議



(3) 職員の意識改革

県有施設の効率的かつ効果的な管理を推進するためには、職員一人ひとりが常に意識を持って、取り組んでいく必要がある。資産マネジメントの意義を十分理解し、施設総量の適正化、適切な維持管理の実施を図るとともに、行政サービス水準の維持向上のため取り組むことが重要である。

そのため、研修等を通じて職員のコスト意識の醸成を図り、資産マネジメントの啓発・浸透に努めていく。

2 その他

(1) 県民への情報発信

総合管理計画に基づく取組については、県民の理解が必要不可欠であるため、取組状況を定期的に公表する。

(2) 国及び市町村との連携

公共施設の老朽化対策等は、国及び市町村においても共通の課題であり、施設管理の全体最適を目指すことは、共通の目標である。

そこで、地域における公的施設について、国や市町村と連携しながら官公庁施設など公的施設の有効活用など国公有財産の最適利用の推進を検討する。